

鹿 児 島 県 公 報

平成29年4月7日（金）第3303号の2

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年4月7日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川川内川水系川内川改修工事（鹿児島県薩摩川内市大小路町字泰平口地先河川敷地から同市東大小路町地先河川敷地まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
鹿児島県薩摩川内市大小路町字高野木	770番1	宅地	宅地	148.91	148.91	148.91

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

中山身語正宗川内教会

上記清算人 八坂懂憲

鹿児島県薩摩川内市大小路町770番地

（清算人の住所 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦2182番地）

又は

総本山東國高野山台覚寺

上記代表役員 八坂恵純

栃木県矢板市長井2782番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年3月28日